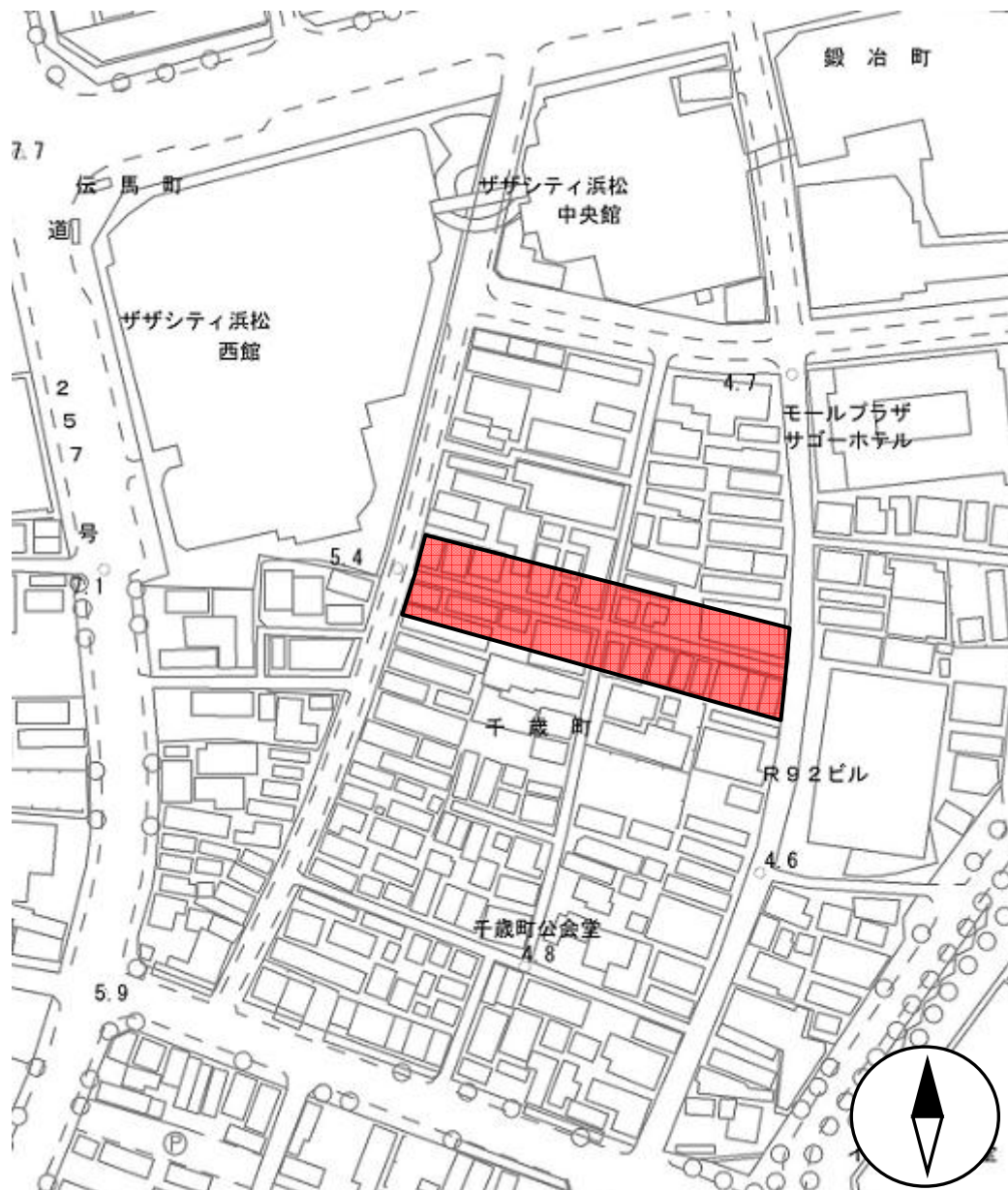


魅力あるまち千歳通り・をめざして

区域



位置

中区千歳町の一部

延長 : 110.0メートル

面積 : 0.4ヘクタール

都市景観形成地区の区域は、道路境界から15メートルの範囲とする。

千歳通り都市景観形成計画

(平成元年11月1日 浜松市告示第242号)

千歳通りは、市の中心商業地の一翼を担っており、歴史と伝統ある飲食街として発展して来た。現在は、幅員3.5mの一方通行の道路に飲食店が連なった横丁を形成している。地元繁栄会では、音と光の演出による魅力ある個性的なまちづくりとにぎわいのある通りづくりを進めている。

地域のまちづくりを継承し、住民と行政が一体となって個性ある横丁文化を創出するため、この都市景観形成計画を定めるものとする。

1 千歳通りの将来像

(1) にぎわいと楽しさの演出

ア 多くの人々が集中する中心商業地の景観として、華やかさや活気とにぎわいのある街の雰囲気づくりを進める。

イ 夜のにぎわいと共に昼のにぎわいを併せ持つ通りづくりを進める。

(2) 個性と魅力あるまちづくり

ア 中心商業地として、にぎわいのあるまちづくりを進める。

イ 横丁としての個性や特徴を創出する。

ウ 建物のデザインや看板等の基準を設け、統一感のある通りづくりを進める。

(3) 人と人とのふれあいの場づくり

ア 人と人、店と人のコミュニケーションの場となる通りづくりを進める。

イ 快適に楽しく歩ける通りづくりを進める。

ウ 通りとしての親しみの持てる景観づくりを進める。

2 都市景観形成の基本目標

(1) 統一感のある街並みを形成し、快適な横丁づくりを進める。

(2) 光の演出等により、個性ある魅力的な通りづくりを進める。

(3) 壁面の後退等快適な歩行空間の創出を図る。

3 公共施設に係る都市景観形成の方針

(1) 千歳通りは、快適な歩行者空間を創出するよう努める。

(2) 千歳通りは、幅員5m以上の道路空間を確保することを目標とする。

(3) 壁面後退用地は、道路と一体的に使える歩行者空間とするため、周辺の地盤の高さに十分配慮する。

4 都市景観形成地区基準の策定のための指針

(1) 土地に関する事項

- ア 千歳通りは、歩行者が安全で快適に歩ける道づくりを進める。
- イ 壁面の後退を行うことにより、通りとしての個性を創造する。

(2) 建物に関する事項

- ア 店舗と通りの一体化により、連続性とにぎわいのある通りづくりを目指す。
- イ 建物のデザインや夜間照明等に配慮し、昼夜にぎわう通りづくりを進める。
- ウ 通りとして、親しみのある景観づくりを進める。

(3) その他の事項

- ア 広告物の美観の向上と統一化を図り、連続感のある街並みづくりを進める。
- イ 街並みの美観を損なわないよう適切に維持管理を行う。

千歳通り都市景観形成地区基準

(平成元年12月16日 浜松市告示第275号)

1 土地に関する事項

- (1) 現状の宅地の細分化は、できるだけ行わないように努めること。
- (2) 建物の建替えに当たっては、空地を道路に面して確保するように努めること。
- (3) 壁面後退部分の敷地は、道路と一体的に利用できる歩行者空間とするため、隣地境界で段差が生じないように努めること。

2 建物に関する事項

- (1) 道路に面する1階部分の用途は、住居として使用しないこと。
- (2) 1階及び2階の軒高は、隣接する建物と調和を図ること。
- (3) 千歳通りに面する建物の1階部分の外壁又は柱の面は、建物の建替えに当たって道路中心線からできるだけ2.5m以上の後退を行うこと。
- (4) 建物の形態及び意匠は、周辺的环境と調和し、中心商業地にふさわしいものとする。また、1階部分には、道路と一体的に利用できる演出空間を設ける等利用形態に配慮をすること。
- (5) 空調設備、給排水設備等は、道路から見えない位置に設置すること。ただし、やむを得ず前面に設置する場合は、外壁と調和した部材等で覆う等の配慮をすること。

3 看板に関する事項

- (1) 置き看板は、できるだけ設置しないこと。ただし、設置する場合は、次の基準によるものとする。
 - ア 道路中心線から2m以上後退した位置に設置すること。
 - イ 大きさは、縦50cm、横50cm、高さ1m以下とすること。
 - ウ 1店舗につき1基とすること。
- (2) 突き出し看板は、次の基準によるものとする。
 - ア 建物からの突き出し幅は、外壁から1m以下とすること。
 - イ 看板の下端までの高さは、車道にあっては地上5m以上、民地内にあっては地上2.3m(道路中心線から2mの区域内にあっては、地上5m)以上とすること。

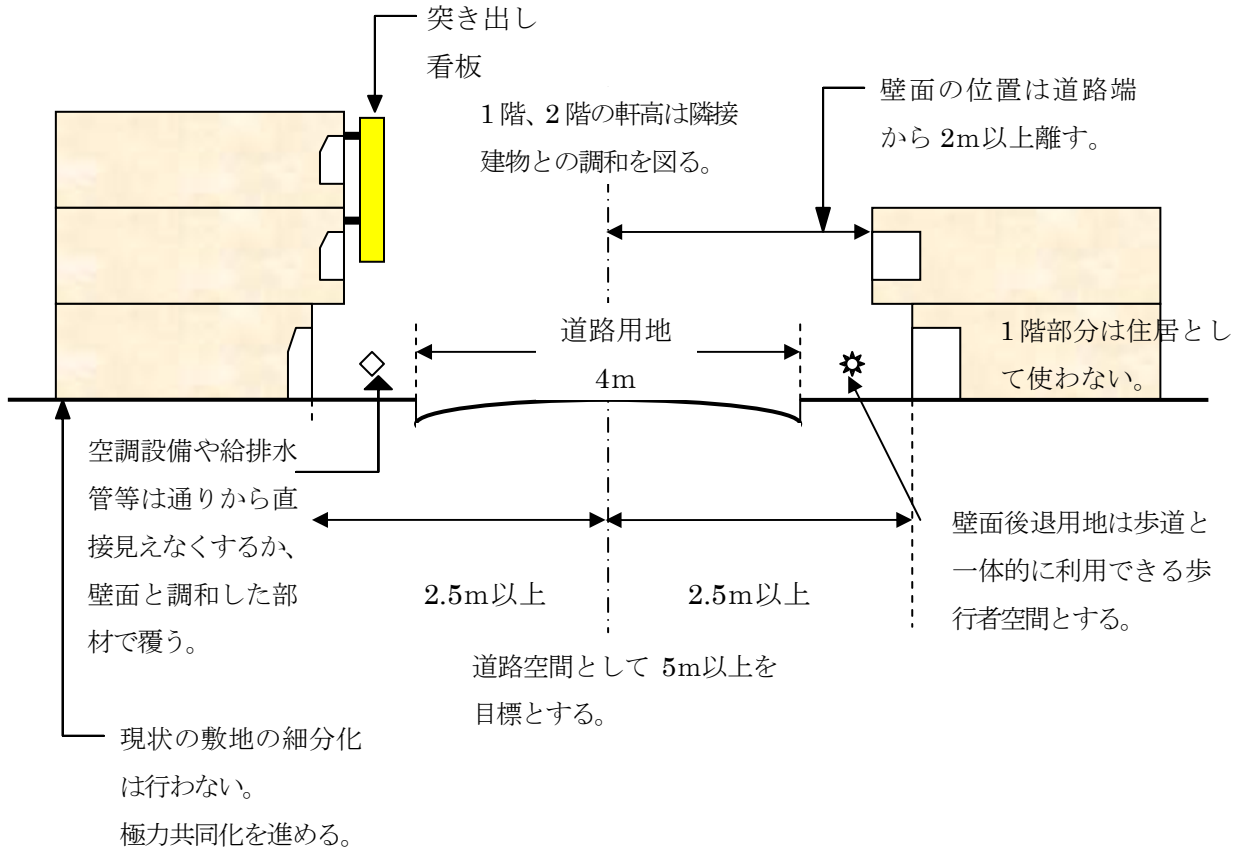
- (3) 建物の外壁を利用する看板の下端までの高さは、民地内で地上2.3m以上とすること。ただし、1店舗1箇所に限り民地内で看板の表示面積が0.4㎡以内であり、かつ、当該外壁からの突き出し幅が12cm以下のものについては、この限りではない。
- (4) 固定された独立看板は、次の基準によるものとする。
 - ア 支柱を含めた全幅を1m以下とすること。
 - イ 看板の下端までの高さは、道路上にあっては地上5m以上、民地内にあっては地上2.3m（道路中心線から2mの区域内にあっては、地上5m）以上とすること。
 - ウ 支柱は、道路中心線から2m以内に設置しないこと。
- (5) 看板の形態及び意匠は、中心商業地にふさわしく、かつ、周辺的环境と調和したものとする。
- (6) テナントビル等の突き出し看板は、形態及び意匠の統一を行うこと。
- (7) 電柱への広告の掲示は、行わないこと。
- (8) 新たに看板を設置する場合は、地元繁栄会と事前に協議すること。

4 その他の協定事項

- (1) 閉店後の建物の外観は、街並みのにぎわいを損なわないように配慮すること。
- (2) 建築工事の施工に当たっては、工事現場の仮囲いの色彩及びデザインに配慮し、工事期間中の美観保持に努めること。
- (3) 新たに建物を建築し、又は出店を行おうとする者は、あらかじめ地元繁栄会と十分協議すること。
- (4) 歩行者の通行の障害となるような行為は行わないこと。
- (5) 店先の清掃を積極的に行うとともに、店先の緑化に努めること。

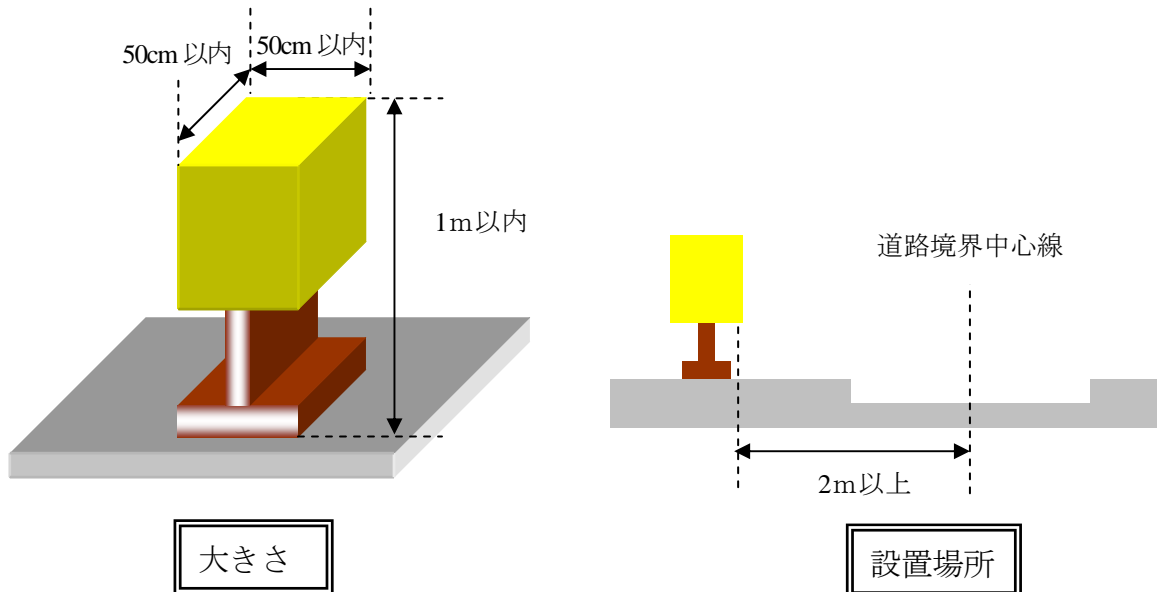
千歳通り都市景観形成地区基準（概要）

土地・建物等に関する主な事項

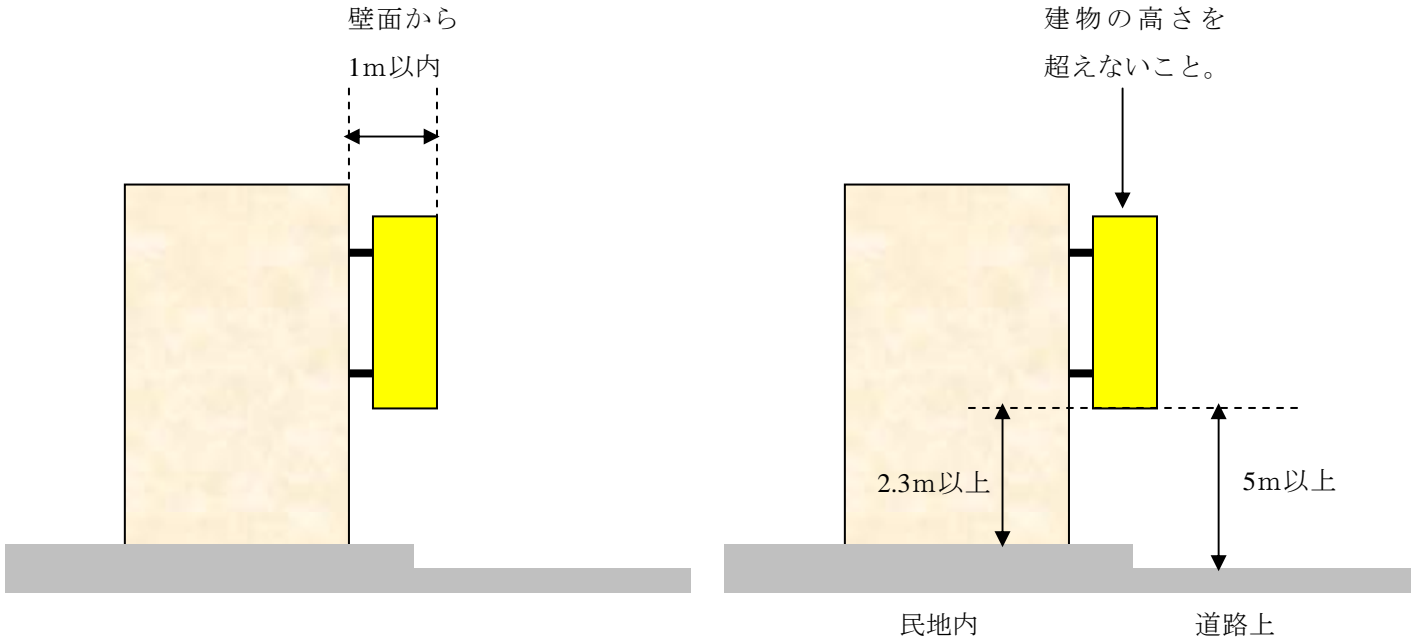


看板に関する主な事項

置き看板の制限



突き出し看板の制限



突き出し幅

地面からの高さ

壁面利用の看板の制限

